

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

許 可 申 請 書

記入不要

鹿児島県知事 許可（ 般 特 - ） 第 号

許 可 年 月 日 令和 年 月 日

営業所々在地〒890 - 8577 鹿児島市鴨池新町 10 - 1

商号又は名称 ガッツ建設産業（株）

（電話番号） 099-286-2111

申請者の氏名 代表取締役 鶴丸 みずえ

この許可証の有効期限は、令和 年 月 日までです。

記入不要

この記入例は、
「許可更新 → 変更届 → 営業所技術者等
の削除 → 業種の一部廃業」を前提に作成し
ていますが、本来当該手続に不要な書類につい
ても、記入例として掲載していますので、ご留意
ください。

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 8 年 6 月 1 日

不要なものは消す		代理申請の場合は委任状を添付し、申請者に加え、申請者代理人の氏名を併記する	
地方整備局長 北海道開発局長 鹿児島県知事 殿		新規申請以外の更新、追加等の場合には、申請年月日を除き、申請者が記入	
申請者 鹿児島市鴨池新町10-1 ガッツ建設産業（株） 代表取締役 鶴丸 みずえ		番号、年月日等は右詰めで、空位の欄は「0」で埋める	
行政庁側記入欄		大臣コード 知事	
許可番号 0146		国土交通大臣 鹿児島県知事	
申請の区分 025		1 新規 4 業種追加 7 一般・特新規+更新 2 許可換え新規 5 更新 8 業種追加+更新 3 一般・特新規 6 一般・特新規+業種追加+更新	
申請年月日 03 令和 年 月 日		許可年月日 令和 03 年 07 月 30 日	
許可を受けようとする建設業 04 2211		土木 建築 左 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 示 の 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清	
申請時において既に許可を受けている建設業 05 2211		(1. 一般) (2. 特定)	
商号又は名称のフリガナ 06 ガ ツ ツ ケ ン セ ツ サ ン ギ ヨ ウ		フリガナは1マスに1文字とする 濁点、半濁点は1マスとしない 法人の種類を表す略号(株)等のフリガナは不要	
商号又は名称 07 ガ ツ ツ 建 設 産 業 (株)		株式会社…(株) 合同会社…(合) 有限会社…(有) 協同組合…(同) 合名会社…(名) 協業組合…(業) 合資会社…(資) 企業組合…(企)	
代表者又は個人の氏名のフリガナ 08 ツ ル マ ル ミ ズ エ		姓と名の間は1マス空ける	
代表者又は個人の氏名 09 鶴 丸 み ず え		支配人の氏名	
主たる営業所の所在地市区町村コード 10 46201		都道府県名 鹿児島県 市区町村名 鹿児島市	
主たる営業所の所在地 11 鴨 池 新 町 1 0 - 1		市町村に続く町名、大字から記入 丁目、番地、号は記入不要→ハイフンで記入	
郵便番号 12 890-8577		電話番号 099-286-1111	
ファックス番号 099-286-5617		資本金額は右詰めで記入 個人の場合は記入不要	
FAXがない場合はハイフンを記入		法人の場合のみ記入	
法人又は個人の別 13 1 (1. 法人) 2. 個人		資本金額又は出資総額 30000 (千円)	
兼業の有無 14 1 (1. 有) 2. 無		建設業以外に行っている営業の種類 不動産業	
許可換えの区分 15 1 (1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→		許可換え新規の場合のみ記入 (新規、更新、追加の場合は記入不要)	
旧許可番号 16		大臣コード 知事	
旧許可年月日 令和 年 月 日		旧許可年月日	
役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。		会社等の担当者名を必ず記入 代理申請の場合は申請代理人の事務担当者連絡先を記入	
連絡先 所属等 総務部庶務課 氏名 吉野 花子 電話番号 099-286-2111 ファックス番号 099-286-5617			

様式第一号

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 02「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに記入すること。
- 6 04「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 7 05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に許可を受けている建設業があれば6と同じ要領で記入すること。
- なお、更新の申請の場合は、04「許可を受けようとする建設業」の欄及び05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。
- 8 06「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
- なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 9 07「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例) (株) A建設 (有) ()

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特例有限会社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 10 08「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
- 11 09「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 12 10「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 13 11「主たる営業所の所在地」の欄は、12により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば 国 田 2 - 1 - 1 3 □ のように記入すること。
- 14 12のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば 0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 □ のように左詰めで記入すること。
- 15 13「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
- 「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

様式第一号

- 16 「許可換えの区分」の欄並びに 「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。

「旧許可番号」の欄の「大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば 又は 月 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

代表取締役、取締役
代表理事、理事等の役名を記入

日付を記入

フリガナを記入

役員等の一覧表

令和 8 年 6 月 1 日

[illegible]

- 1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

行政庁側記入欄

区 分

項番 3
8 1 1

大臣コード

許 可 番 号

項番 3
8 2 3

国土交通大臣
鹿児島県知事

許可(一般)第 5 10 号

許可(特)第 5 10 号

許可年月日

令和 11 年 13 月 15 日

行政庁記入欄は新規申請以外は、申請者において記入

番号、年月日等は右詰めで、空位の欄は「0」で埋める

[illegible]

(従たる営業所)

フリガナ シブシエイギョウシヨ

「変更前」の欄は、すでに営業をしている業種を記入

従たる営業所の
名 称

市町村コード番号表
(資料編 資料11(p66)を参照)

従たる営業所がある場合
・新規申請の場合は必ず記入
・業種追加、般特新規の申請の場合は、従たる営業所の業種について
変更がある場合に限って記入。変更がなければ記入不要

従たる営業所の
所在地市区町村
コード

都道府県名 鹿児島県

市区町村名 志布志市

従たる営業所の
所在地

県名と市区町村名を記入

市町村名に続く町名、大字から記入。
丁目、番地、号は記入不要 → ハイフン「-」で記入

郵便番号

電話番号

営業しよう
とする建設業

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

変更前

(1. 一般)
(2. 特定)

[illegible]

様式第一号別紙二（１）

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「１」を、特定建設業の場合は「２」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。
- 4 8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
 - 5 8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、４により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-113のように記入すること。
 - 6 8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111のように左詰めで記入すること。

申請書の各様式間
で名称を統一する

営 業 所 一 覧 表 （ 更 新 ）

営 業 所 の 名 称		所 在 地 （ 郵 便 番 号 ・ 電 話 番 号 ）	営 業 し よ う と す る 建 設 業	
			特 定	一 般
営 主 業 主 所 属 の 営 業 所	本社	〒 8 9 0 - 8 5 7 7 鹿児島市鴨池新町 1 0 - 1 (Tel 0 9 9 - 2 8 6 - 2 1 1 1)	土 建	と 石 園
	志布志営業所	〒 8 9 9 - 7 1 0 4 志布志市志布志町安楽 5 9 7 2 - 1 0 (Tel 0 9 9 4 - 7 2 - 3 5 8 1)	土 建	と 石
	該当なし			

・許可を受けようとする建設業のうち、当該営業所で営業しようとする建設業を、一般と特定に分けて略号で記入
・更新する業種のみを記入

従たる営業所がない場合は、「該当なし」と記入

- 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領 6 の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

別紙三（第二条関係）

収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は令第4条ただし書の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を現金をもつて納めた場合にあっては、この限りでない。

営業所の名称	営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本 社	マツワカ カズヒデ 松若 和秀	土－９、と－７、石－７ 建－９ 園－７	１ ３ ２ ０ ３ ３
志布志営業所	ヤマモト ヒデオ 山本 秀夫	土－９、と－７、石－７ 建－９	１ ３ ２ ０

次の分類に従い、担当業種の略号と該当する数字とをハイフン「－」で結んで記入する。

建設工事の記入例(次ページ参照)

土－９：特定建設業 土木一式工事
 土－７：一般建設業 土木一式工事
 建－９：特定建設業 建築一式工事
 建－７：一般建設業 建築一式工事
 舗－９：特定建設業 舗装工事
 管－７：一般建設業 管工事

と－４：一般建設業 とび・土工・コンクリート工事(実務経験10年以上)
 機－１：一般建設業 機械器具設置工事(関連学科卒＋実務経験が3年又は5年以上)

営業所技術者等資格
区分一覧表の該当コ
ードを記入

様式第一号別紙四

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（１）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（２）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－９」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載すること。

- ・一般建設業の場合
 - 「１」・・・・・・・・法第７条第２号イ該当
 - 「４」・・・・・・・・法第７条第２号ロ該当
 - 「７」・・・・・・・・法第７条第２号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「２」・・・・・・・・法第７条第２号イ及び法第15条第２号ロ該当
 - 「３」・・・・・・・・法第15条第２号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「５」・・・・・・・・法第７条第２号ロ及び法第15条第２号ロ該当
 - 「６」・・・・・・・・法第15条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「８」・・・・・・・・法第７条第２号ハ及び法第15条第２号ロ該当
 - 「９」・・・・・・・・法第15条第２号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第７条第２号及び法第15条第２号の区分（法第７条第２号ハに該当する者又は法第15条第２号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

工事経歴書は工事の業種ごとに作成する。

工事経歴書

土木一式、及び土木、鋼構造物については、該当があれば内訳を記入

契約工期（履行期間）ではなく、検査引渡日の月を記入。公共工事の場合、目的物引受書の検査完了日等の月を記入

（建設工事の種類）

工事

（税込

・税抜）

詳細は
P.127参照

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工事名 共同企業体で施工した 工事は「JV」と記入	工事現場 のある 都道府県 及び 市区町村名	配置技術者		請負代 金の額	工期						
					氏名 主任技術者又は 監理技術者の別 (該当箇所には印を記載) 主任技術者 監理技術者	主任技術者 監理技術者		着工年月	完成又は 完成予定年月					
官庁工事元請	鹿児島県	元請	JV	地すべり対策工事（〇〇 工区）	湧水町	鹿児島 三郎		レ	(45,000) 千円 80,000	(45,000) 千円 80,000	令和 6 年 11 月	令和 7 年 10 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 経営事項審査を受ける 場合 工事確認資料(契約 書等)と突き合わせ し、番号等を記 入する。	
	鹿児島県	元請		特定道路設備工事〇 区 2 6 - 3 工区)	薩摩川内市	薩摩 次郎		レ	10,000 千円	千円	令和 6 年 10 月	令和 7 年 3 月		
	鹿児島県	元請		県単交通安全施設整備工 事	奄美市	大隅 一郎		レ	7,840 千円	千円	令和 7 年 1 月	令和 7 年 3 月		
	始良市	元請		管理事務所外構工事	始良市	加治木 太郎		レ	2,980 千円	千円	令和 7 年 11 月	令和 7 年 11 月		
					官庁工事元請計		65,820 千円			工事進行基準を採用している場合、工事進行基 準の適用により、当該年度に計上される完成工 事高を()で上段に、請負金額の全体を 下段に記入する。				
民間工事元請	A	元請		A 邸造成工事	宮崎県 都城市	奄美 花子			00 千円	千円	令和 7 年 7 月	令和 7 年 8 月		5 6 7
	ガッソ産	元請		ガッソ産産業部ビルの内外 工事	いちき串木野 市	日置 五郎			00 千円	千円	令和 7 年 10 月	令和 7 年 10 月		
	ガッソ産	元請		邸外構工事	日置市	吹上 和子		レ	7,000 千円	千円	令和 6 年 8 月	令和 6 年 12 月		
					民間工事元請計		14,600 千円							
民間工事下請	(株) 鶴丸	下請		国道道路改良工事 (はつり工事)	曾於市	大隅 一郎		レ	6,540 千円	千円	令和 6 年 10 月	令和 6 年 12 月	8 9	
	田原建設 (株)	下請		N 邸新築工事 (足場仮設工事)	鹿屋市	加治木 次郎		レ	1,200 千円	千円	令和 7 年 9 月	令和 7 年 9 月		
		下請		足場仮設工事外20件					21,000 千円	千円	令和 6 年 11 月	令和 7 年 10 月		
					民間工事下請計		28,740 千円							
「注文者」及び「工事名」欄の記入にあたっては、個人の氏名が 特定されないように留意して記入。 (記入例) ・注文者「青木」→「A」					ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記入。				千円	千円	「小計」、「合計」のうち元請工事に係る 請負代金の額の合計を記入		月	
					建設工事の業種ごとの最終 ページにおいて、当該業種全 ての完成工事の件数及び請負 代金の額の合計を記入				千円	千円	年 月	年 月		
①「土木一式工事」、「建築一式工事」は全ての工事を記載してください。 ②「土木一式工事」、「建築一式工事」以外の専門工事については、各専門工事の 元請完成工事高全体のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい 順に「元請工事」を記載してください。 ③元請完成工事高全体のおおむね7割を記載しても各専門工事の完成工事高全 体の約7割(に到達しない場合は、完成工事高全体のおおむね7割を超えるところ まで、請負代金の額の大きい順に「元請工事」又は「下請工事」を記載してくだ さい。 (残りのおおむね3割については、「〇〇〇工事外〇〇件、〇〇、〇〇〇千円」と記 載してください。) ④新規設立法人で工事実績がない場合は、「新規設立法人につき実績なし」と記 載してください。 (P.127参照)					小 計		30 件	109,160 千円	45,000 千円	うち 元請工事		73,420 千円	45,000 千円	
					合 計		30 件	109,160 千円	45,000 千円	うち 元請工事		73,420 千円	45,000 千円	

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

- ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

税込、税抜の該当するものに○を付す。

（ 税込 税抜 ）／単位：千円

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
		土木一式工事	建築一式工事	とび・土工工事	石、造園工事		
第15期 令和5年5月1日から 令和6年4月30日まで	元公共	198,600	45,000	0	0	0	243,600
	請求	すでに許可を受けている業種及び新たに申請する業種全てについて記入する。				0	41,960
	下					6,800	130,530
	計	240,560	164,230	4,500	0	6,800	416,090
第16期 令和6年5月1日から 令和7年4月30日まで	元公共	138,000	35,000	4,500			177,500
	請求	0	48,250	17,560			65,810
	下	71,930	0	0			71,930
	計	209,930	83,250	22,060			315,240
第17期 令和7年5月1日から 令和8年4月30日まで	元公共	162,800	0	65,820			228,620
	請求	0	47,786	7,600	0	0	55,386
	下	43,980	0	35,740	0	2,988	82,708
	計	206,780	47,786	109,160	0	2,988	366,714
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元公共						
	請求						
	下						
	計						
	元公共						
	請求						
	下						
	計						
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元公共						
	請求						
	下						
	計						

決算期を変更した場合等、直前3期に含まれる月数が36ヶ月に満たない場合は、その前の決算期分も記入する。

全ての事業年度において、内訳を記入する。（計のみの記入は不可。）

実績がない場合も、「0」を記入する。

「その他の建設工事の施工金額」に、許可を受けていない業種や一部廃業した業種の建設工事の施工金額を記入する。

新規設立法人で、1期目の決算が到来していない場合は、「新規法人設立につき実績なし」と記載すること。「0」は記入しない。

- 記載要領
- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
 - 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
 - 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
 - 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（令和17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
 - 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
 - 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
 - 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

様式第四号（第二条関係）

決算変更届の場合は、当該事業年度の終了の日を、それ以外の場合は、申請日を記入する。

~~(用紙 A 4)~~

令和 8 年 6 月 1 日

人数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本社	4人	3人	2人	9人
志布志営業所	2人	0人	1人	3人
営業所ごとに分けて記入する。営業所名は申請書の各様式間で統一する。 技術者のうち、許可に係る営業所技術者等の要件を満たす者の数を記入する。 技術者のうち、許可に係る営業所技術者等の要件を満たさない者の数を記入する。				
・建設業に従事する役員、職員を、技術関係職員と事務関係職員に分けて記入する。 * 雇用期間を特に限定することなく、雇用された者に限る。 * 法人の場合は常勤の役員（代表者を含む）、個人の場合はその事業主を含む。 ・「技術関係使用人」と「事務関係使用人」の両方に該当する場合、どちらか主となるものにカウントする。 ・「技術関係使用人」と「事務関係使用人」の人数は、それぞれ別様式の「技術職員名簿」と「事務職員名簿」の人数と一致する。				
合計	6人	3人	3人	12人

記載要領

- 1 この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 2 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 3 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

様式第六号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

（用紙A4）

誓 約 書

申請者
譲受人
合併存続法人
分割承継法人

（法人の場合）
・役員全員（常勤、非常勤問わず）
・令第3条に規定する使用人（営業所長等）
（個人の場合）
・事業主
・経営業務の管理責任者となっている執行役員

・この誓約書の確認書類として、この様式の次に2つの書類を添付する。
①登記されていないことの証明書
* 成年被後見人、被保佐人の場合は証明書に代えて医師の診断書
②身分証明書
※証明書等の添付を要する者は
（法人の場合）
・役員全員（常勤、非常勤問わず）
・令第3条に規定する使用人（営業所長等）
* 相談役、顧問、株主等については添付不要。
（個人の場合）
・事業主
・経営業務の管理責任者となっている執行役員

不要な箇所を取消線を引くか、消して作成すること

令和 8 年 6 月 1 日

申請者
譲受人
合併存続法人
分割承継法人
鹿児島市鴨池新町10-1
ガッツ建設産業（株）
代表取締役 鶴丸 みずえ

地方整備局長
北海道開発局長
鹿児島県知事 殿

「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」の見本

【登記されていないことの証明書】
* 法務局で交付

登記されていないことの証明書	
①氏名	鴨池 太郎
②生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
③住所	〇〇市〇〇1丁目1番1号

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇法務局 登記官 〇〇 〇〇

【身分証明書】
* 市町村で交付

身分証明書	
本籍	〇〇市〇〇1000番地
本人氏名	鴨池 太郎
生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

1 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。
2 後見の登記の通知を受けていない。
3 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。

上記のとおり証明する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇市長 〇〇 〇〇